別 紙

「あおもり観光新型コロナ対策推進宣言施設」登録制度の概要について

１．趣旨

　　「あおもり観光新型コロナ対策推進宣言施設」登録制度とは、新型コロナウイルスの

感染防止対策を自主的に実施する観光事業者の取組を促進し受入環境の整備を行うと

ともに、その内容を利用者や観光関連事業者に「見える化」することによって、観光客

が安心して施設を利用できる環境をつくることと、国内外の旅行エージェントによる旅

行商品の造成促進や、誘客プロモーションでの利用等を目的とした制度です。

（県が施設による感染症予防策を認証等する制度ではありません。）

２．対象事業者

　　県内観光事業者（宿泊施設、観光施設、旅行会社、交通機関、観光案内所 等）

３．「あおもり観光新型コロナ対策推進宣言施設」の登録及び情報発信

　　・県観光企画課ホームページ（県ホームページ「あおもりオベーション」サイトから

もリンクできます。）から専用様式をダウンロードし、施設名を記載したポスター

を施設内に掲示するとともに、県観光企画課ホームページに登録施設名を掲載し、

情報発信等を行う。

＜実施フロー＞

　　　①県観光企画課ホームページ（県ホームページ「あおもりオベーション」サイトか

　　　　らもリンクできます。）からの様式ダウンロード（事業者）

　　　②施設名を記載した宣言ポスター（様式１）の施設内への掲示（事業者）

③県観光企画課への登録申請書（様式２）等の提出（事業者→県）

　※宣言ポスター掲示画像を添付して、メールまたはFAXにて提出

④県観光企画課ホームページ「あおもり観光新型コロナ対策推進宣言施設」への施

設名掲載（県）

⑤旅行エージェントセールス等での活用（県）